

○南伊勢町犬及び猫の不妊手術助成金交付要綱

平成17年10月1日

告示第46号

改正 平成20年4月1日告示第20号

平成30年11月16日告示第125号

(目的)

第1条 この告示は、町民の良好な生活環境を保持するために、犬又は猫の不妊手術に要する経費の一部を助成することにより、捨て犬及び捨て猫を防止し、適正に飼育されることを目的とする。

(名称)

第2条 助成金は、犬及び猫の不妊手術費等助成金(以下「助成金」という。)と称する。

(交付の対象)

第3条 助成金は、不妊手術又は去勢手術を受けた犬(当該年度において登録され、及び狂犬病予防注射済のものに限る。)又は猫の所有者に対して交付するものとする。

2 助成金の交付対象者は、町内在住者とする。

3 区からの要望により認定された飼い主のいない猫に対して、不妊手術又は去勢手術を行った動物病院に県と同額の助成金を交付するものとする。

(助成金)

第4条 助成金の額は、1頭につき次のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

犬(雄)	犬(雌)	猫(雄)	猫(雌)
2,500円	4,000円	2,000円	3,000円

(申請の方法)

第5条 不妊手術又は去勢手術の助成を受けようとする者は、不妊手術を行った日の翌日から起算し、60日以内に犬及び猫の不妊手術費助成金交付申請書(別記様式)により町長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、不妊手術に要した経費の領収書又は領収書の写しを添付するものとする。

(助成金の返還)

第6条 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者は、助成金を返還しなければならない。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の犬及び猫の不妊手術助成金交付要綱(平成13年南勢町告示第1号)又は犬及び猫の不妊手術助成金交付要綱(平成9年南島町要綱第4号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年4月1日告示第20号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成30年11月16日告示第125号)

この告示は、公布の日から施行する。